

①募集要項

| No | 見出し符号 | | | | | 項目名 | 内容 | 回答 | 公開／非公開 |
|----|-------|----|---|-----|---|--------------------|--|-------------------------------------|--------|
| | 頁 | 章 | 節 | 項 | 目 | | | | |
| 1 | 5 | 第2 | 7 | ④ | イ | 事業概要 | 市の業務範囲である沈砂、し渣等の運搬・処分に該当する範囲に、放流渠の伏越し部も入るとの理解でよろしいか。 | 放流渠の伏越し部の土砂処分は市側で、土砂運搬については事業者側である。 | 公開 |
| 2 | 16 | 第3 | 5 | (3) | ウ | 民間事業者の募集及び選定に関する事項 | (ケ)について、PFI事業実施プロセスに関するガイドライン「4-3 民間事業者の選定をせず、特定事業の選定を取り消す場合」には、「(1) 民間事業者の募集、評価・選定において、最終的に、応募者がいない、あるいはいずれの応募者も公的財政負担の縮減等の達成が見込めない等の理由により、当該事業をPFI事業として実施することが適当でないと判断された場合には、民間事業者を選定せず、特定事業の選定を取り消すことが必要である。」との記載がある。 本プロポーザルにおいて参加者がいない場合には上記ガイドラインに当てはまるが、参加者数が1者となった場合でその1者が提案価格の上限額未満の価格を提示した場合には、上記ガイドラインには当てはまらないと考えるが。 | 変更は考えていない。(1社であれば競争性がないため) | 公開 |

②要求水準書(案)

| No | 見出し符号 | | | | 項目名 | 内容 | 回答 | 公開／非公開 | |
|----|-------|---|---|-----|-------------|--|---|---|----|
| | 頁 | 章 | 節 | 項 目 | | | | | |
| 1 | 1 | 1 | 1 | | 本要求水準書の位置づけ | 平成28年12月27日付の募集要項p19_第3_6_(4)に「競争的対話終了後、応募者は、審査の対象となる提案書及び要求水準書を提出する。」との記載があったが、今回修正されている。要求水準書の提出はないものとしてよいか。 | 要求水準書の提出は不要とする。 | 公開 | |
| 2 | 2 | 1 | 2 | | 総則 | 「協議」について記述がない。市と事業者間での「協議」は、土木工事共通仕様書の「協議」と同義と考えてよいか。 | 「協議」を追記する。 | 公開 | |
| 3 | 6 | 2 | 3 | 2 | 2) | 対象事業の範囲 | 修繕業務及び改築に関する計画業務の注釈に、「建設から更新まで70年間を1サイクルとする修繕・改修費用についても作成すること。」とあるが、「70年」は、評価の対象にはならないと考えてよいか。 | 70年サイクルでの提案を求め、評価対象とする。様式はⅢ-1-2であり、文章表は自由とする。 | 公開 |
| 4 | 6 | 2 | 4 | | | 事業期間 | 維持管理期間の開始は、年度初めではなく任意の日付でよく、維持管理期間は20年以上、21年未満という理解でよいか。 | ご理解のとおり。 | 公開 |
| 5 | 11 | 3 | 2 | | | 関係法令及び基準・仕様等 | 各施設（流入管路、ポンプ場土木施設、ポンプ場建築施設、放流渠、吐口、汚水圧送管）について、耐用年数に関する提案が求められているが、要求水準として、防食対策等も考慮（イニシャルコストとして）しながら、業務内数で何年間耐用できる施設を提案するのかがということか。 | 建設費と維持管理費を含めてトータル的に安価となる提案を求めるものである。一例としては、質問の防食対策等の提案も考えられる。 | 公開 |
| 6 | 25 | 3 | 3 | 2 | 13) | 一般事項 | セメント分が含まれない石灰のみの材料は、六価クロム溶出試験は必要ないとの解釈でよいか。 | 法律を順守すれば問題ないものとする。 | 公開 |
| 7 | 30 | 3 | 4 | 3 | | 瑕疵担保及び保証 | 瑕疵担保期間と性能保証期間が一致していないが、瑕疵担保と性能保証との違いは何か。 | 性能保証とは初期不良に対する保証で、瑕疵保証とは維持管理不足（点検・修繕を実施していない場合に発生する不良）に対する保証である。 | 公開 |
| 8 | 33 | 4 | 1 | 2 | | 基本的事項に関する要件 | 「合流改善計画（H23.12）」に示されている真綿川ポンプ場の対策量600m3の貯留は、将来対応も含めて本事業の対象外と考えてよろしいでしょうか。 | 真綿川ポンプ場の600m3は、対象外である。 | 公開 |
| 9 | 33 | 4 | 1 | 3 | | 基本的事項に関する要件 | 省エネ施策と創エネ施策の両方が必須か。 | 提案の範囲とする。 | 公開 |
| 10 | 33 | 4 | 1 | 3 | | 基本的事項に関する要件 | 「出来る限りの省エネ性・創エネ性（電力・燃料）を図ること」とされているが、 ・再生可能エネルギー導入促進事業 ・スマートコミュニティ構造普及支援事業費補助金 ・宇部市公共施設の屋根等を活用した太陽光発電事業 などとの連携の考えやそれらの事業の補助を受けることは可能か。 また、本庁舎別館やヒストリア宇部などの公共施設に太陽光発電を導入されている事業について、採算性など状況はどのようなものか。 | 創エネは必須ではなく提案の範囲とする。 なお、現時点で市として具体的なイメージはなく、再生可能エネルギー導入促進事業などの助成について、市の関与は想定していない。 事業者側の提案として、設備設置費、修理費とも事業者負担とすること。 また、本庁舎別館など市内の公共施設に設置されている太陽光発電の採算性については、不明である。 | 公開 |
| 11 | 34 | 4 | 2 | 1 | | 確保すべき機能に関する要件 | ポンプ場として確保すべき機能を満足し、用地制約等の制約条件を満足していれば、ポンプ場の床面積の変更や建物高さ、建物深さ等の変更は、自由に設計できると理解してよいか。 | ご理解のとおり。 | 公開 |
| 12 | 35 | 4 | 2 | 1 | 2) | 確保すべき機能に関する要件 | 4/12に開示されたJR協議資料で、JR着手時期が明記されている。この時期以降の施工であれば良いとの理解でよいか。 また、通行止め期間が4ヶ月とあり、この期間の協力を要求されている。具体的な内容を教えてください。 | 酷暑期を見定めて、秋口（10月～）からの施工とする。年度にはよらない。 通行止め期間の安全施設（看板やバリケード設置）の協力をお願いしたい。 誘導員の配置は不要である。 | 公開 |
| 13 | 35 | 4 | 2 | 1 | 3) | 確保すべき機能に関する要件 | 将来の流入管接続についての考え方で、硫化水素発生を防止する落差工とは、将来の接続人孔の構造のことを示しているのか。 今回の事業で将来の落差処理が可能な構造を設計するもしくは構築することか。 今回の工事では、流入箇所を設定してセグメントの補強対策を実施するとの認識でよいか。また、ここでの補強対策とは、構造及び腐食対策との認識でよいか。 | 将来の接続人孔に限定していない。落差のあるものは硫化水素の対策を取ること。 今回の事業で必要なものについては、本事業の範囲内とする。 セグメント補強については、ご理解のとおり。 | 公開 |
| 14 | 35 | 4 | 2 | 1 | 4) | 確保すべき機能に関する要件 | シミュレーションのモデルは、どのように設定されているか。（降雨時にゲート開というのが見込まれているのか） また、放流水質の調査は10～30mmの降雨時とし、放流回数は雨水ポンプの運転回数でよいか。 | シミュレーションのモデルは、下流に堰を設置し3,200m3を貯留した後、堰を越えたものは雨水ポンプ運転水位に応じた排水をしており、降雨が強まった時のゲート開などの条件は設定していない。 放流水質の調査は、10～30mm降雨を対象とし、放流回数は雨水ポンプ運転回数にて報告する。 | 公開 |

②要求水準書(案)

| No | 見出し符号 | | | | | 項目名 | 内容 | 回答 | 公開/非公開 |
|----|-------|---|---|---|-----|---------------|--|--|--------|
| | 頁 | 章 | 節 | 項 | 目 | | | | |
| 15 | 37 | 4 | 2 | 1 | | 確保すべき機能に関する要件 | 近隣工事の施工例から、不発弾調査及びその対策等について提案時は見込まないで良いか。 | 予想しえないものとする。 | 公開 |
| 16 | 37 | 4 | 2 | 1 | 8) | 確保すべき機能に関する要件 | 現時点で、工業用水の移設や切り回しの可否が判断できないため、例えば既計画通り推進工法による施工を提案し、実施設計で試掘調査や関係機関の協議を行い、工水側の移設が可能であれば、工法の変更を行っても良いか。また、関係機関との協議内容などの情報にばらつきが発生すると、公平な競争が成立しないと考えられるため、工法指定を行っても良いか。 | 工法指定は行わない。工法選定は事業者の判断で行うこと。DB案件でのVE提案は難しい。受注後に安価な工法が実現する場合は承諾を以て可能とするが、逆に安価な提案が不可となっても工事増は事業者負担となる。 | 公開 |
| 17 | 37 | 4 | 2 | 1 | 9) | 確保すべき機能に関する要件 | 「基礎・仮設計画において、提案時は古洞対策を見込まないこととする」とあるが、計画にあたり、古洞出現位置は考慮せずに計画してよいか。または、表4.2.3の過年度の実設計図書で設定した深さにある、として計画すれば良いか。 | 提案時は古洞対策を見込まなくて良い。ただし、地質調査計画においては事業着手後の設計時の古洞対策に資する計画を提案すること。古洞出現深さは提供資料より推定すること。 | 公開 |
| 18 | 39 | 4 | 2 | 2 | 2) | 確保すべき機能に関する要件 | H28年11月18日付要求水準書(案)質問回答No.228, 229を明記してもらえないか。 | 提案の範囲とする。 | 公開 |
| 19 | 40 | 4 | 3 | 1 | 3) | 管路施設に関する要件 | 公道上での工事となることから、近隣との協議が必要ですが、提案段階での協議は不可能です。提案では想定できる対策を見込むことで良いか。 | 一般的な対策については事業者で見込むこと。 | 公開 |
| 20 | 40 | 4 | 3 | 1 | 3) | 管路施設に関する要件 | 地下埋設物では「上水、汚水、ガス」、架空線では「電気、TV」、その他考慮しなければならない構造物があるか。 | 公表資料にて検討すること。 | 公開 |
| 21 | 40 | 4 | 3 | 1 | 7) | 管路施設に関する要件 | 鵜の島ポンプ場の立坑及び接続管渠、栄川ポンプ場のJR近接作業等について関係機関、近隣と協議済であれば協議内容の開示をお願いします。 | 鵜の島は協議をしていない。栄川は市とJRで協議する予定で、協議結果は公表する。 | 公開 |
| 22 | 40 | 4 | 3 | 1 | 7) | 管路施設に関する要件 | 4.3.1.7)において、「幹線管渠布設、接続管渠、接続箇所は、共に既設ポンプ場敷地外とし、…」となっているため、敷地外の道路上に立坑および管理入孔を設置する必要があると考えられる。道路占用・交通規制等について、適切な手続きを行えば問題ないと考えてよいか。現時点で埋設物等の管理者と事前に協議することは可能か。 | 問題ないと考えて良い。なお、提案時には地下埋設物等の移設費用も含むこと。埋設物等の管理者と協議して回答が得られるかどうかは不明であるが、提案を具体化するために協議が必要ということであれば、市は関知しない。 | 公開 |
| 23 | 40 | 4 | 3 | 1 | 7) | 管路施設に関する要件 | ①場内の受電柱は撤去、②JR線路沿いの木柵はJR所有につき撤去しない、③JR線路沿いの樹木は宇部市所有につき撤去、という理解でよいか。 | ご理解のとおり。 | 公開 |
| 24 | 41 | 4 | 3 | 1 | 7) | 管路施設に関する要件 | 鵜の島ポンプ場の敷地より、南東側正面入口側道路に出ている流入管渠部は存置・充填処置でよいか。また、栄川ポンプ場の敷地より、北東側道路部に出ている流入渠部は存置・充填処置でよいか。 | 鵜の島、栄川ともに、流入管渠部は残置・充填処置とする。(要求水準書の修正) | 公開 |
| 25 | 42 | 4 | 3 | 2 | 1) | 管路施設に関する要件 | 事前調査では予想しえない障害物(栄運河横断部の橋梁基礎・矢板・杭及び岩盤等)が出現し、補助工法の追加等が必要となった場合、協議の上変更の対象と考えてよいか。 | 予想しえない障害物については、変更対象とする。 | 公開 |
| 26 | 42 | 4 | 3 | 3 | 6) | 管路施設に関する要件 | 放流渠も伏せ越し構造を採用する場合には、上流管渠内の流速の20~30%増しとしなければならないか。 | 圧力管である放流渠は適用外である。(流入渠を想定した項目) | 公開 |
| 27 | 42 | 4 | 3 | 3 | 6) | 管路施設に関する要件 | 圧送管についても、最小流速0.8m/Sを適用か。 | 圧送管は最小流速0.6m/sを原則とし、これを下回る流量調整運転の場合には、設計による掃流能力確認と維持管理における定期的な掃流運転の実施を求めるものとする。 | 公開 |
| 28 | 42 | 4 | 3 | 3 | 9) | 管路施設に関する要件 | 管路の耐震設計のうち耐津波対策について、指針によると、吐口部の逆流防止、マンホール蓋の飛散防止等の構造的な補強とBCP等のソフト対策があるが、今回の事業としては、構造物の補強として捕らえることでよいか。対策が多岐にわたっており、宇部市としての基本方針等があれば整合が必要と考える。 | 構造物に関する事項であり、ソフト対策としては求めていない。 | 公開 |
| 29 | 42 | 4 | 3 | 3 | 11) | 管路施設に関する要件 | 市の面整備計画はいつ頃実施される予定か。 | 市の面整備計画とは新たに計画するという意味ではなく、既設管台帳を意図している。 | 公開 |
| 30 | 43 | 4 | 3 | 3 | 14) | 管路施設に関する要件 | 二次製品全てに劣化対策を施すとコストが非常にかかるが、セグメント、HP、カルバートBox全てに施すことを要求されているのか。 | 二次製品全てに対策を求めているのではなく、適切な(指針等により必要と判断される)範囲で良い。 | 公開 |

②要求水準書(案)

| 見出し符号 | | | | | | 項目名 | 内容 | 回答 | 公開／非公開 |
|-------|----------|--------|--------|--------|----------|----------------------------|---|--|--------|
| No | 頁 | 章 | 節 | 項 | 目 | | | | |
| 31 | 43 | 4 | 3 | 3 | 16) | 管路施設に関する要件 | 管路施設に作用する長期、短期荷重の設定で、ここで示されている短期荷重とは、仮設構造物のことか。 | 仮設構造物に限定していない。一般的な積載荷重に関する考え方である。 | 公開 |
| 32 | 43 | 4 | 3 | 3 | 18) | 管路施設に関する要件 | 人孔については、今回の事業では原則、立孔部のみとの認識ですが、管理開口とは、今後の維持管理においてさらに必要となる、点検孔や、清掃、空気圧上昇の対策等、を意図しているのか。その場合、管路の維持管理に関する基本方針を策定する必要があるが、現状の既設管路の維持管理について、点検頻度や維持管理対策等が決められているか。あるいは現状と同等と考えるのか。 | 管理開口は、人孔に設ける開口を指しており、維持管理上さらに必要と考えて点検孔を設けることは、提案可能である。点検口等、メリットがあれば設置すれば良い。 | 公開 |
| 33 | 43 | 4 | 3 | 3 | 20) | 管路施設に関する要件 | 鵜の島ポンプ場放流渠のことであると推測されるが、関係機関と協議承諾済みであり原則それに従うということか。それとも、協議を開始する必要があるということか。 | 鵜の島ポンプ場放流渠を限定しているのではなく、施工場所を問わず協議が必要との記載である。 | 公開 |
| 34 | 44 | 4 | 3 | 3 | 24) | 管路施設に関する要件 | 構造物接続部の構造的な弱点は、地震対策を意図していると認識できる。特に地震想定外の範囲について、指針に示す基準と実際の被災規模は必ずしも一致しないと考えるが、当該箇所が発生した地震動の検証についての判断については、レベル2相当での補強で破損した場合は、想定外と判断してよいのか。 | 地震対策に限定しているものではない。設計時の基準に則り、設計・施工上の品質や材質に問題がなければ、想定を上回る事象として事業者の責任を問わない。 | 公開 |
| 35 | 44 | 4 | 3 | 3 | 28) | 管路施設に関する要件 | 「地表への溢水が懸念される箇所は、内水圧に対する水密性と耐圧力を考慮した安全対策を講ずること」とあるが、圧力管となる放流渠を想定されているとの解釈でよいのか。 | 放流渠に限らず、流入渠でも満管時の空気圧上昇に対するマンホールの吹き上がり対策等を考慮する必要がある。放流渠については、圧力管となるので蓋の耐圧対策が必要となる。 | 公開 |
| 36 | 44 | 4 | 3 | 3 | 30) | 管路施設に関する要件 | 過年度設計ではローラーゲートとなっているが、ローラーゲートの運用はどのように考えているか。 | ローラーゲートは常時開放とし、緊急時（河川管理者の指示等）や維持管理上で必要な場合に閉鎖する。 | 公開 |
| 37 | 44 | 4 | 3 | 3 | 32) | 管路施設に関する要件 | 「機能、能力は、全て事業者の責任により確保すること」とは、施設の供用期間内あるいは標準耐用年数か。例えば設計上設定した構造検討の範囲について満足されているものを範囲として設定する（保障期間、補償内容）ことが必要との判断もあると考えるか。 | 瑕疵担保及び保証の要求水準に記載のものを考えている。 | 公開 |
| 38 | 44 | 4 | 3 | 3 | 34) | 管路施設に関する要件 | 「鉄道精通施工業者にて施工」とは、線路の監視、計測及び異常時の復旧等を請け負わせるとの理解でよいのか。 | 質問の範囲は本事業対象外である。掘進管理に関わる内容を鉄道精通施工業者とするように、JRより指示を受けている。 | 公開 |
| 39 | 47 78 | 4 4 | 3 9 | 4 4 | 2) 2) | 管路施設に関する要件 ポンプ場撤去に関する要件 | 「土留壁設置による立坑周辺施設、民地への影響について配慮し、影響を与えない計画…」とある。周辺への影響に配慮するため、土留壁等の残置も検討しているが、このような仮設物の残置ができない等の制約がある箇所はあるか。 | 仮設物（土留め）は全撤去で考えている。栄川ポンプ場の撤去に関しては、今後市から別途条件を提示する。放流渠等においてはGL-1.5mまで基本撤去とするが、矢板を外型枠として設計するならば躯体と一体となっている部分は撤去しなくても良い。 | 公開 |
| 40 | 47 | 4 | 3 | 5 | 1) | 管路施設に関する要件 | 宇部居能郵便局前の施工時における第三者の道路通行について、片側通行も不可である等の制約があるか。また、中庄のガス管等が埋設されているが、吊防護や移設等が既協議によって困難との見解があるか。同様に、放流渠の伏せ越し部について、工業用水管の吊防護や移設等が既協議により困難との見解があるか。 | 片側通行のような通常の交通規制なら可能である。過去の協議では困難との見解はないが、現時点でどうかについては不明である。ガス管同様に、当初設計時から年数が経過しており、現時点でどうかについては不明である。自由度を持たせているので、応募者側で施工可能と判断した方法で提案すること。なお、提案の履行が不可能となった場合の増加費用は事業者側となる。 | 公開 |
| 41 | 47 | 4 | 4 | 1 | | 土木施設に関する要件 | 分流式ポンプ場との境界部（調整池部）は、法面仕上げでよいのか。また、ポンプ場敷地面積5,900m ² に、この法面は含まれるのか。 | 分流式ポンプ場との境界部（調整池部）は、法面仕上げでよい。また、この法面については敷地面積5,900m ² に含まなくてもよい。 | 公開 |
| 42 | 48 | 4 | 4 | 2 | 2) | 土木施設に関する要件 | 調査までを事業者負担としているが、提案内容等により調査方法、調査範囲にばらつきが発生する。提案時は古洞調査を見込まないとするべきではないか。 | 提案の範囲とする。 | 公開 |
| 43 | 48 | 4 | 4 | 3 | 1) | 土木施設に関する要件 | 隣接する北側、東側用地の「調整池」と記載されている箇所は、工事用地として使用することは可能か。 | 北側の公園広場は市の用地なので工事用地として利用可能であるが、東側については調整池機能を保持すること。用地内の既設水路は埋立て可能である。 | 公開 |
| 44 | 48 | 4 | 4 | 3 | 2) | 土木施設に関する要件 | 北側、東側用地境界の処理について協議済内容があれば明示ください。（スポーツ広場用地の計画高さ、擁壁等の有無、現状水路の切回し位置等） | 詳細は設計段階での協議となる。よって、提案時は北側広場用地はGDL+3.3m、水路の切回しは用地境界とする。なお、敷地境界の擁壁等は提案の範囲とする。 | 公開 |

②要求水準書(案)

| 見出し符号 | | | | | | 項目名 | 内容 | 回答 | 公開／非公開 |
|-------|----------|--------|--------|--------|----------|------------|--|---|--------|
| No | 頁 | 章 | 節 | 項 | 目 | | | | |
| 45 | 48 | 4 | 4 | 3 | 2) | 土木施設に関する要件 | 将来建設予定の分流式ポンプ場の用地は現在調整池です。調整池の機能維持はいつまで必要とお考えか。 西部浄化センター東側用地、スポーツ広場用地での掘削残土仮置き、および放流渠・既設ポンプ場埋戻しへの流用を考えてよいか。(仮置き期間の確認) | 分流式雨水ポンプ場の建設時期は未定である。そのため、調整池機能は維持すること。 なお、西部浄化センターは維持管理上必要な範囲を除いて使用可能である。スポーツ広場用地の使用も可能である。 | 公開 |
| 46 | 48 | 4 | 4 | 3 | 2) | 土木施設に関する要件 | 施工時スポーツ広場用地の一部を作業ヤードとして一時占用し造成することは可能か。復旧は、過年度実施設計図書の場合内整備一般平面図及び横断面図に示されている計画地盤高CDL+3.0まで盛土を撤去する想定でよいか。場内整備一般平面図及び横断面図に示されているL型擁壁は必須か。 | 広場用地を作業ヤードとして占用することは可能だが、ポンプ場東側の調整池機能は保持すること。復旧については、現時点では未定(借地条件による)である。なお、広場の計画地盤高はCDL+3.3mとして検討すること。また、場内整備に伴うL型擁壁は必須ではないが、必要な措置を行うことが必要であり、法面処理を行う場合には法尻を敷地内に留めること。 | 公開 |
| 47 | 48 | 4 | 4 | 3 | 5) | 土木施設に関する要件 | 植栽帯を設ける範囲は、南側(市道側)に面した部分のみとの理解でよいか。 | 植樹位置の指定はしない。 | 公開 |
| 48 | 48 | 4 | 4 | 4 | 2) | 土木施設に関する要件 | 「基礎形式については、自由とするが、…最適な形式を採用し、」とあるが、技術提案段階における設計責任について教示願います。 例えば技術提案時に既存資料に基づき、液化判定等の検討を行った上で、対策を見込まない設計を提案し、その後、詳細設計にて追加調査に基づく検討で対策が必要という結論が得られた場合、設計変更の対象となるか。 | 提案時の設計ミスに関しては、事業者負担である。 予期しえない障害物に起因する以外は、増額変更の対象とはならない。(古洞、不発弾等が出現した際は変更対象) | 公開 |
| 49 | 48 | 4 | 4 | 4 | 6) | 土木施設に関する要件 | 必要水面積負荷(3600m ³ /(m ² ・日))の確保が困難な雨水沈砂池についても、除砂性能を一定以上確保するために、最低限必要とする水面積負荷の設定が必要と考えるがどうか。 | 沈砂池は「流入水路」扱いとし、表現については修正する。(砂溜り、流入水路の砂溜め機能) 極力、水面積を確保し、設備の維持管理にも配慮すること。なお、除砂の計算は必要である。 | 公開 |
| 50 | 49 | 4 | 4 | 4 | 14) | 土木施設に関する要件 | 「ポンプ場周辺がCDL+6.0mでも浸水しない状況」という内容を反映できないか。 | 追記は考えていない。 | 公開 |
| 51 | 49 | 4 | 4 | 5 | 4) | 土木施設に関する要件 | 「西部合流汚水圧送幹線は、必要流下能力0.3125m ³ /sを満足する管路施設とすること」とされている。35頁の表4.2.2 管渠では、圧送管の口径をφ450としており、同頁の4.2.1.5)で、「合流汚水は晴天時・雨天時の送水量が大きく異なるため」とされているが、送水量が大きく異なるのにφ450×1条とした理由は何か。 | 過年度設計では、比較検討し経済性から決定した経緯がある。提案時には、経済性、維持管理性、掃流能力(閉塞)など総合的に比較検討すること。 | 公開 |
| 52 | 53 | 4 | 5 | 2 | | 建築施設に関する要件 | 玉川ポンプ場上屋を避難所として考慮する必要はあるか。 | ポンプ場の屋上等に避難所を設ける必要はない。 | 公開 |
| 53 | 54 | 4 | 5 | 3 | ⑥ | 建築施設に関する要件 | 過年度設計の参考図をもとに消防協議をしたところ、危険物エリア(ポンプ室)の床面積が1,000m ² を超えており、大型消火器、第3種消火設備(特殊消火)が必要とのことであった。過年度設計の参考図では、第3種消火設備(特殊消火)やポンペ庫が設置されていないことについて、当時、特例で省略できるようになった等の協議内容を示されたい。 | 過年度設計参考図は詳細な消防協議に至る前段階のもので、防火区画等により第3種消火設備(特殊消火)を設けないような対応を予定していたものである。 なお、市としては特殊消火設備の設置は極力避けたいと考えている。 | 公開 |
| 54 | 62 63 | 4 4 | 6 6 | 2 3 | 1) 1) | 機械設備に関する要件 | 「4.4.4 土木構築物 14)」に「建屋内が冠水しない構造とし、」を追記し、本項は、H28年11月18日付の質問回答「ポンプ場周辺がC.D.L+6.0mの浸水状況でも建屋内が冠水しない構造とし、周辺が浸水している状況であっても、内外水位の変動(0揚程の過負荷運転がある場合はそれを含む)に対して確実に運転できることを想定しています。」という内容を反映できないか。 | H28年11月18日付要求水準書(案)質問回答No.313~323で回答済みである。 あくまでもCDL+6.0mの浸水時でも、ポンプ運転を可能とすること。 | 公開 |
| 55 | 65 | 4 | 6 | 3 | 9) | 機械設備に関する要件 | 記載内容の原動機とは内燃機関の場合を想定と思われるが、原動機には電動機も含まれる。対象は内燃機関の場合のみと考えてよいか。 | 内燃機関に修正する。 | 公開 |

②要求水準書(案)

| 見出し符号 | | | | | | 項目名 | 内容 | 回答 | 公開/非公開 |
|-------|----|---|---|---|----------|------------|--|--|--------|
| No | 頁 | 章 | 節 | 項 | 目 | | | | |
| 56 | 65 | 4 | 6 | 3 | 10) | 機械設備に関する要件 | ②燃料小出槽について、「揚排水ポンプ設備技術基準・同解説 河川ポンプ施設技術協会」では、①3時間以上連続運転が可能な燃料油を蓄えられるものが一般的である。②一般的には指定数量未満③指定数量以上となる場合は屋内タンク貯蔵所となり政令第12条による以下のような規制を受け・・・」との記載がある。 過年度実施設計図書では②③を優先して指定数量未満の1950Lとなっているが、一方、①に基づくと燃料小出槽の容量は5000Lとなり、指定数量2000L以上となるため、屋内タンク貯蔵所になり、政令よりタンク専用室への設置等の規制を受け、過剰な設備を見込むことになるため、燃料小出槽の容量は指定数量未満(1950L)に設定してはどうか。 | 「揚排水基準」の準拠は削除する。(3時間以上の連続運転は考慮しなくて良い) | 公開 |
| 57 | 65 | 4 | 6 | 3 | 10) | 機械設備に関する要件 | <燃料貯油槽>雨水ポンプ運転時間12時間分と近年の最大降水量から求められる運転時間分の多い方を比較し、運転時間12時間分の方が長くなる場合、雨水ポンプ設備についても運転時間12時間分をもとに決定してよいか。 | 雨水ポンプは1990年の208mm/日以上、発電機は12時間分以上を満足すれば良い。 | 公開 |
| 58 | 65 | 4 | 6 | 3 | 10) | 機械設備に関する要件 | <燃料小出槽>ポンプ用原動機の必要量は、「揚排水ポンプ設備技術基準・同解説 河川ポンプ施設技術協会p6-17」を基に、全台数を3時間以上連続運転可能な量と考えてよいか。 | 「揚排水基準」の準拠は削除する。(3時間以上の連続運転は考慮しなくて良い) また、消防協議結果に基づく変更については事業者負担とする。 | 公開 |
| 59 | 65 | 4 | 6 | 4 | 1) | 機械設備に関する要件 | 過去の大雨時をもとに要求水準書で設定された条件より、沈砂・し渣のホッパ貯留容量は5m3となる。 ①し渣ホッパ 比重0.8 貯留量4.0ton ②沈砂ホッパ 比重1.8 貯留量9.0ton この場合、最大運搬車両は10ton車となる。過年度設計では運搬車両は4ton車で検討されていた。現状の運搬車両(2ton車)と異なっており、実際の運用と矛盾した設計とならないようにするため、最大運搬車両を要求水準書に明記したほうがよいと考えるが。 | 最大4ton車と指定する。 | 公開 |
| 60 | 65 | 4 | 6 | 4 | 1) | 機械設備に関する要件 | 合流汚水系のし渣の洗浄を行う必要はないのか。 | 匂いがもともと少ないのかは不明だが、脱臭設備で対応できており、市でし渣の洗浄施設は設けた事例はない。 | 公開 |
| 61 | 66 | 4 | 6 | 4 | 2) 6) | 機械設備に関する要件 | 玉川ポンプ場の汚水沈砂池及び雨水沈砂池では、合流式であることに鑑みて、細目スクリーンだけでなく、粗目スクリーンの設置が必要であるという理解でよいか。 | 粗目スクリーンの設置は事業者側の判断で行うこと。(現状において木材の流入実績は無い)なお、不可抗力に起因する場合は除き、ごみ等で機器が損傷しても市は費用負担しないので(事業者負担)、維持管理面での負担等を含め、リスクバランスを考慮すること。 | 公開 |
| 62 | 66 | 4 | 6 | 4 | 3) | 機械設備に関する要件 | 缶、びん、木材などポンプ場の流入に由来する廃棄物については、し渣・沈砂同様に市の負担で処理する、という理解でよいか。 | ご理解のとおり。 | 公開 |
| 63 | 66 | 4 | 6 | 4 | 3) | 機械設備に関する要件 | 缶、びん、木材などの流入があることを考慮の上、雨水沈砂池における除塵方法を決定することとなっているが、紐状・草および自転車等の夾雑物の流入は想定されるのか。 | 過去の実績では木材や自転車等の流入はないが、将来的に何があるかは不明なため、想定し提案すること。 | 公開 |
| 64 | 66 | 4 | 6 | 4 | 3) 6) | 機械設備に関する要件 | 「缶、びん、木材などの流入があることを考慮の上、」との記載があるが、流入が想定される木材として、どのような木材を想定されているのか。 | 具体的には想定していない。大きな夾雑物の実績もない。 | 公開 |
| 65 | 66 | 4 | 6 | 4 | 3) 6) | 機械設備に関する要件 | 排水区域の管渠で缶、びん、木材などの流入が想定される箇所(例：開渠)はあるか。 | 大きな夾雑物の流入が想定される箇所は無い。 | 公開 |
| 66 | 66 | 4 | 6 | 4 | 5) | 機械設備に関する要件 | 「着水井やゲート設置部などにおいて堆積した大量の土砂が流入するおそれが・・・」との記載があるが、どのような状況での堆積、流入を想定しているのか。 | 流入管渠内に堆積している土砂が大雨時に流入することを想定している。 | 公開 |
| 67 | 66 | 4 | 6 | 4 | 5) | 機械設備に関する要件 | 着水井やゲート設置部などにおいて堆積した大量の土砂が流入するおそれがあることを考慮の上、除砂設備の形式を決定することとなっているが、開水路が多い等地域特性によることが多いと考えられるので、既設ポンプ場の実績の提示が可能か。 | 既設ポンプ場の実績については開示可能である。 | 公開 |
| 68 | 66 | 4 | 6 | 4 | 5) 6) | 機械設備に関する要件 | 玉川ポンプ場の敷地要件では、雨水沈砂池として、“下水道施設計画・設計指針と解説”にある水面積負荷(3,600m3/(m2・日)程度)を確保することができない。雨水池は、“下水道施設計画・設計指針と解説”にある沈砂池としての諸元を満足することは、要求事項でないという理解でよいか。 | 沈砂機能は保有することとし、名称については流入水路の「砂溜り」などに変更する。 | 公開 |

②要求水準書(案)

| No | 見出し符号 | | | | 項目名 | 内容 | 回答 | 公開/非公開 |
|----|-------|---|---|-----|-----|--|--|--------|
| | 頁 | 章 | 節 | 項 目 | | | | |
| 69 | 68 | 4 | 6 | 5 | 4) | 機械設備に関する要件 再利用水の使用について、再利用水配管の本ポンプ場外の布設工事は、本業務対象外と考えて良いか。 | 再利用水を使用する場合は、西部浄化センター内のポンプ・配管等の建設費は本事業の対象である。 | 公開 |
| 70 | 68 | 4 | 6 | 5 | 4) | 機械設備に関する要件 参考設計図において、ろ過水ポンプ動力制御盤が西部浄化センターの塩素混和池ポンプ室に設置されるような計画になっているが、この盤への電源は西部浄化センターの既設盤より供給可能との考えでよいか。 その場合の既設配置図と配線ルートが判る既設図面を支給願います。 また、玉川ポンプ場との信号取り合い方法を教示願います。 | 電源供給は可能である。電源供給元は、塩素混和池ポンプ室に設置されるコントロールセンターを考えている。コントロールセンターまでの配線は本事業の範囲内とする。なお、必要容量は事前に連絡すること。 現時点で計画図はないが(別途発注)、現在のコントロールセンターで考えて問題ない。 玉川ポンプ場との信号取り合い方法は提案による。 | 公開 |
| 71 | 69 | 4 | 6 | 6 | 1) | 機械設備に関する要件 ⑥埋込部の配管について、大口径の場合のSUS304等ステンレス製配管の規格には、JISG3468(配管用溶接大径ステンレス鋼鋼管)があるが、口径は1000mmまでとなっているため、1000mmを超える配管については、ダクタイル鑄鉄管も認めてもらえないか。本工事で雨水ポンプ吐出管が該当しますが、ダクタイル鑄鉄管は十分な厚みと強度を有しており、壁貫通管としての採用実績も多数あるため、採用可能と考えている。 | 1,000mmを超える配管についてはダクタイル鑄鉄管も可能とする。ただし、内面はエポキシ塗装とする。 | 公開 |
| 72 | 70 | 4 | 7 | 2 | 1) | 電気設備に関する要件 西部浄化センター以外の事業者側拠点で、機器操作・帳票処理を遠隔にて実施することは、セキュリティに反しないのか。 | 万全のセキュリティ対策が前提の上で、西部浄化センター以外の事業者側拠点で遠隔することは可とする。操作権を与えるかどうかについては、今後の協議となる。 なお、この場合の設備費用は補助対象外のため、事業者負担である。 | 公開 |
| 73 | 72 | 4 | 7 | 8 | 5) | 電気設備に関する要件 ポンプ室及び沈砂池設備にITVカメラを配置し常時監視を可能とすることとなっているが、沈砂池ITVの監視対象と台数を教示願います。 | 提案の範囲とする。(消防等の協議結果及び維持管理体制による) | 公開 |
| 74 | 74 | 4 | 8 | 1 | 2) | 試運転及び性能試験 性能試験とは、“各機器の機器仕様書で規定する基本的な単体機器の性能(測定可能なもの)”及び“各機器が運転方案に基づき作動すること”を確認する試験であるという理解でよいか。 | ご理解のとおり。 性能試験を行う機器について、実負荷運転の可否を設計時点でリストで示すこと。ただし、今回はオペレーションを含むため、機械・電気設備において初期の一年間における運転時に能力未達が発見された場合には、事業者負担で修繕などの対応を行うこととする。 | 公開 |
| 75 | 75 | 4 | 9 | | | ポンプ場撤去に関する要件 原則として既設ポンプ場全体の撤去を基本とするが、JR協議(今後開示予定)、近隣、その他関係機関協議により、これにより難しい場合は市と協議するとの考えで良いか。 | 協議対象とする。 | 公開 |
| 76 | 75 | 4 | 9 | 2 | | ポンプ場撤去に関する要件 事前調査等によりアスベスト、ダイオキシン類、重金属その他有害物質が存在し、対応が必要となる場合は市と協議するとの考えで良いか。 要求水準書のアスベスト、ダイオキシン類に関する記述は、実施設計(事前調査後)での対応について記載されているとの理解で良いか。 | 前段は、ご理解のとおり。 後段は、質問回答No.389~391, 419~420を参照のこと。 | 公開 |
| 77 | 76 | 4 | 9 | 3 | 8) | ポンプ場撤去に関する要件 不要構造物を地中に残置した場合、不法投棄とならないのか。 | 撤去できないものを残置した場合、位置を座標等により記録して提出すること。 | 公開 |
| 78 | 76 | 4 | 9 | 3 | 13) | ポンプ場撤去に関する要件 「アスベスト含有機器及び資材」は、「アスベストを含有している可能性が考えられる機器及び資材」という解釈でよいか。 | ご理解のとおり。 | 公開 |
| 79 | 76 | 4 | 9 | 3 | 13) | ポンプ場撤去に関する要件 「試料採取範囲、含有調査方法等は市と事前協議を行う」ということは、箇所数、調査方法が提案段階で決まらなると考えられる。しかし、同頁の同項目)で、「工事に関する調査、検査、分析等の手続きは、事業者において行い、これらに要する経費は事業者の負担する」とある。調査数、調査グレードが提案と異なった場合は、契約変更であるとの解釈でよいか。 | 調査項目は別途参考資料を提示する。 調査数は、1項目につき3試料を採取し、これらを1検体としてアスベスト分析(定性)を行うこと。 | 公開 |
| 80 | 78 | 4 | 9 | 4 | 3) | ポンプ場撤去に関する要件 調査・分析をするまではダイオキシン類に汚染されているか不明、不確定につき、ダイオキシン類がないものとして考え、調査結果で対応が必要になった場合は、工事契約変更するという解釈でよいか。 | ご理解のとおり。 | 公開 |
| 81 | 79 | 4 | 9 | 5 | | ポンプ場撤去に関する要件 場外処分となった場合は、建設廃棄物処理の原則に則り、契約変更という解釈でよいか。 | ご理解のとおり。 | 公開 |
| 82 | 81 | 4 | 9 | 8 | 2) | ポンプ場撤去に関する要件 ダイオキシンは、既設ポンプ場の何に起因して存在すると考えているのか。 また、ダイオキシンの土壌調査は一般的な表層での採取でよいか。 | 現時点で発生源として特定しているものはない。発生した場合には、契約変更の対象とする。 また、一般的な表層での調査で良い。 | 公開 |

②要求水準書(案)

| No | 頁 | 見出し符号 | | | | 項目名 | 内容 | 回答 | 公開/非公開 |
|----|----|-------|----|----|----------|--------------|---|---|--------|
| | | 章 | 節 | 項 | 目 | | | | |
| 83 | 81 | 4 | 9 | 8 | 2) | ポンプ場撤去に関する要件 | 既設ポンプ場施設の汚水、合流水の水質検査（ダイオキシンに関わる）は日常管理で定期的実施されているのか。実施されている場合、結果の開示は可能か。 | 東部浄化センターにおける脱水ケーキ調査結果の開示は可能である。 | 公開 |
| 84 | 84 | 4 | 9 | 10 | 1) | ポンプ場撤去に関する要件 | (4) 機器類等で有価物以外に資産として引渡す物はあるのか。あれば、その指定と引渡し場所を指示願います。 | 有価物は西部浄化センターで、それ以外に指定はない。 | 公開 |
| 85 | 84 | 4 | 9 | 10 | 1) | ポンプ場撤去に関する要件 | (5) 市への引渡し場所を提示ください。 また、工事完了後は、該当ポンプ場の解体工事のことか。建設工事全体ののことか。工事途中での撤去毎の引渡しは可能か。 | PCB含有機器類は、発生場所の敷地内で保管とし、引き渡し時期は、発生量確定後に市側で別途発注とするので、それまでは事業者が場内で保管となる。 | 公開 |
| 86 | 87 | 4 | 10 | 1 | 2) | 維持管理業務に関する要件 | 募集要項等に関する質問への回答（平成29年2月3日）優先交渉権者選定基準No.31「基礎審査にて失格とならなければ、応募者の提案内容は要求水準を満たしたことを担保されとの理解でよい」との主旨を踏まえ、以下の点について協議したい。 ①提案事項が不十分とされる場合の追加等の指示を与える対象について、運転方法のみであると考えているが良いか。 ②その対応に関わる費用の負担について、全てを事業者負担とする点を見直せないか。 | ①ソフト面、ハード面の両方である。 ②見直しについては、考えていない。 基本的に追加指示はないと考えているが、誤認識に基づく提案や法令違反等、運転管理が出来ないと判断した場合に、提案の是正を行うための記載事項であり、提案内容の過度なアップグレードを要求しているものではない。 | 公開 |
| 87 | 88 | 4 | 10 | 3 | 1) | 維持管理業務に関する要件 | 20年間の長期にわたる維持管理であり、総括責任者の交代が発生する可能性が考えられる。本文によれば、総括責任者の交代要員も終末処理場の経験が必要となっているが、本ポンプ場の維持管理を熟知していながら終末処理場の経験がない本ポンプ場従事者を後任にしようとする、要求水準未達となる。 従事者の知識・経験ノウハウを有効に発揮するためにも、本文の変更等を検討して頂きたい。 | 西部浄化センターの優先交渉権を付与していることから、変更は考えていない。 | 公開 |
| 88 | 88 | 4 | 10 | 3 | 1) 2) | 維持管理業務に関する要件 | 1) 総括責任者の要件として、「専任とする。但し西部浄化センター維持管理業務との兼任は可とする。」とあるが、西部浄化センターを離れ玉川ポンプ場にて降雨対応を行う事も可能との認識で良いか。 2) その他の要件として、「(1)事業者は、関係法令に基づき本業務の履行に必要な有資格者を配置し、・・・」とあるが、西部浄化センターと一体管理を行う場合においては、有資格者及び運転要員等においても兼任とすることは可能か。 | 1) 可能である。 2) 作業資格は運転に支障がない範囲で可能とする。 | 公開 |
| 89 | 88 | 4 | 10 | 4 | | 維持管理業務に関する要件 | 要求水準書(案)に関する質問回答No.444では「放流渠の点検・清掃の頻度は、年1回程度を想定しておりますが、事業実施後に頻度を見直す可能性があります。なお、緊急時対応は、点検・清掃の項目のため想定しておりません。」、同No.446では「伏せ越しを含む同等構造の管路が無いため、実施状況はありません。」との回答があったが、清掃が年に2回となった場合、費用分担について協議してもらえるのか。清掃回数が増加する要因として、貝殻の堆積、異常気象等による土砂災害等が考えられる。 また、伏せ越し部から吐口の区間についても、年に1回の清掃を行う必要があるのか。海に近いので貝殻の付着が想定されるが。 | 伏せ越し部の点検・清掃は、応募者の判断で数量（土砂処分量）を見込んで提案すること。原則、変更対象とはならないが、異常気象等の不可抗力時は変更対象とする。 なお、伏せ越し部から吐口の区間については、点検と大型の異物除去（自転車、流木等）を実施するものとし、清掃（貝殻等）については状況に応じ協議対象とする。 | 公開 |
| 90 | 88 | 4 | 10 | 4 | 1) | 維持管理業務に関する要件 | ②放流渠管路内の堆積土砂量を想定することが難しいため、契約上の土砂堆積深さに制限をかけ、超過分の施工費は契約変更とすることが可能か。 | 伏せ越し管路内の土砂処分については、放流渠に自由度を持たせている（伏せ越し構造を限定していない）ことに鑑みて、清掃の頻度・土砂量等の指定はしない。過去の質問回答での「放流渠の清掃（簡易）と点検は年1回程度」とは市の想定している見解を示しただけで、変更対象とは考えていない。 | 公開 |
| 91 | 88 | 4 | 10 | 4 | 1) | 維持管理業務に関する要件 | ②放流渠の清掃・点検する管路の範囲は、過年度設計図書の放流渠Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ及び吐口工との理解でよいか。 | ご理解のとおり。 | 公開 |
| 92 | 88 | 4 | 10 | 4 | 1) | 維持管理業務に関する要件 | ②事業者にて集積した伏せ越し管路内の清掃土砂は、ポンプ場の沈砂・し渣と同様に、法に則り、市側にて運搬処分を行うとの理解でよいか。 | 清掃土砂の処分は市で行うが、運搬は事業者側で行うこと。（西部浄化センター洗砂設備へ搬入） | 公開 |
| 93 | 88 | 4 | 10 | 4 | 1) | 維持管理業務に関する要件 | ②伏せ越し管路内の土砂清掃に際し、伏せ越し部に溜まった水を排除する必要があるが、雨天時の放流時同様に、放流渠を通してそのまま厚東川に放流との理解でよいか。 | うわ水は厚東川に放流しても良い。 | 公開 |

②要求水準書(案)

| No | 見出し符号 | | | | | 項目名 | 内容 | 回答 | 公開/非公開 |
|-----|-------|---|----|---|----------|--------------|--|---|--------|
| | 頁 | 章 | 節 | 項 | 目 | | | | |
| 94 | 88 | 4 | 10 | 4 | 1) | 維持管理業務に関する要件 | 厚東川の平均水位 (CDL+2.10m) が放流渠底高 (+1.00m) より高いため、伏越し部には河川水が溜まった状況となる。除砂するために排水が必要となるので、排水先を明示いただきたい。 | うわ水は河川への放流とする。 汚泥 (土砂等) は西部浄化センターの洗砂設備への搬出とする。 | 公開 |
| 95 | 88 | 4 | 10 | 4 | 1) | 維持管理業務に関する要件 | (1)②伏越し部の清掃物の処分は市であり、事業者は西部浄化センターに運搬することだが、その清掃物が一般廃棄物であるか産業廃棄物であるか判断がつかない。産業廃棄物である場合、事業者による敷地外から公道を通過する運搬行為が合法かどうかを心配している。また、西部浄化センターが産業廃棄物の中間処理許可取得施設であることも必要かと思われる。こちらで市の環境部署に確認してよいか。 | 西部浄化センターへの運搬処分については産業廃棄物ではなく、一般廃棄物として処理を行うこと。 | 公開 |
| 96 | 88 | 4 | 10 | 4 | 1) | 維持管理業務に関する要件 | (2)にて、ポンプ場の保守点検・整備計画を立案するにあたり、西部浄化センターや既存ポンプ場の各設備 (建築設備、機械・電気設備) の仕様や劣化状況を参考にしたいと考えている。このため、既存設備仕様や点検資料 (長寿命化診断資料) などの提供は可能か。 | 長寿命化計画を作成した東部・西部浄化センターについては、資料提供が可能である。(栄川・鶉の島ポンプ場の長寿命化計画はなし) | 公開 |
| 97 | 89 | 4 | 10 | 5 | 1) | 維持管理業務に関する要件 | 玉川ポンプ場を単独で維持管理する際の運転監視は、西部浄化センターで行うという理解でよいか。 | 西部を受託しない場合は、玉川ポンプ場で行うこと。 | 公開 |
| 98 | 92 | 4 | 10 | 7 | 4) | 維持管理業務に関する要件 | 見学者対応業務について「見学者用説明ボード及びリーフレット等の作成を事業者で行うこと」とあるが、説明ボードやリーフレットの仕様等は事業者が決定してよいか。リーフレットの作成部数には限りがあるが、作成部数は事業者が決定してよいか。 | 見学者用説明ボードについては、11/18質問回答No.511,512による。 リーフレットについては、運営当初に数十部作成し、その後に増刷等が必要となった場合は、原案データをコピー印刷等に対応する。(11/18質問回答No.513,514) | 公開 |
| 99 | 92 | 4 | 10 | 7 | 4) | 維持管理業務に関する要件 | 見学者用説明ボードの形式は、移動式掲示板ということであるが、作成する枚数は1枚で良いか。また、説明ボードおよびリーフレットの仕様等は事業者で決定して良いか。 | 仕様等について、特に指定はしない。 | 公開 |
| 100 | 92 | 4 | 10 | 8 | 1) 2) | 維持管理業務に関する要件 | 1) (1)にて、「し渣、沈砂の搬出は、…」とあるが、搬出車両の仕様 (〇t車、天蓋式など) について教示願います。 2) (3)にて、「汚水ポンプの運転時の送水量については、常に関係する西部浄化センターと緊密な連絡を取ること」とされているが、雨天時に27,000m ³ /日 (18.75m ³ /分) を送水できない状況があるということか。また、晴天時にも送水量を抑える状況があるのか。 | 1) 最大4tダンプとし、天蓋式は考慮しなくて良い。 2) 西部浄化センターの状況によっては、雨天時・晴天時に問わず送水量を制限する可能性はある。 | 公開 |
| 101 | 92 | 4 | 10 | 8 | 1) | 維持管理業務に関する要件 | (2)「車両運行時、第三者へ被害を与えた場合は、全て事業者の負担とすること」となっている一方で、H29年2月3日の要求水準書(案)に対する質疑回答No.62では、事業者の負担にならないケース(市が別途発注する搬出業者の車両運行時)についての回答がある。ここで意図されている車両運行時の第三者への被害とはどのような場合なのか。 | 運搬に適さない状態で荷役して、路上等に飛散した時の被害を想定している。(要求水準(案)質問回答No.524,525参照) なお、交通事故等の場合は対象外である。 | 公開 |
| 102 | 93 | 4 | 10 | 8 | 2) | 維持管理業務に関する要件 | 雨水ポンプの基準動員日数が50日は既設ポンプ場実績を目安ということだが、年間降雨が110~130日程度で、運転日数が3ポンプ場で20~73日とある。小降雨時の動員は計画されていないのか。 | 小降雨時に雨水ポンプの稼働実績はない(待機していない)。雨水ポンプの基準動員日数50日は、これまでの動員日数の実績から設定している。 | 公開 |
| 103 | 93 | 4 | 10 | 8 | 2) | 維持管理業務に関する要件 | 11月18日の要求水準書(案)質疑回答のNo.529,530において、「原則的に必要と考えている」とゲートの設置について回答されているが、ゲートを設置する目的は、下記のいずれに当たるか。 ①過年度設計 (H26年度業務) のゲートを堰として利用することに対する流入量の調整 ②緊急時の沈砂池、除塵設備水没等とポンプ場浸水被害の防止 ③ポンプ運転のタイミングを調整する為の流入量の調整 ④その他 | ゲート設置の目的は、緊急時の揚水機能の確保である (CDL+6.0mまでは除塵機等の機能が停止しても、ポンプの揚水機能は確保)。なお、緊急時のゲート閉は市の判断により行う。 | 公開 |

②要求水準書(案)

| 見出し符号 | | | | | | 項目名 | 内容 | 回答 | 公開/非公開 |
|-------|----|---|----|---|----|--------------|--|--|--------|
| No | 頁 | 章 | 節 | 項 | 目 | | | | |
| 104 | 93 | 4 | 10 | 8 | 2) | 維持管理業務に関する要件 | 競争的対話において、 ①流入ゲートの操作は、市の所掌とし、市の指示により行う。 ②沈砂池が水没(C. D. L+6.0mまで)してもポンプ稼働継続する。 ③流入ゲートの開度調整による流入量の調整は行わない。(0揚程運転防止を目的とした開度調整) との回答を頂いたが、 ①は、流入ゲートを設置することが条件と理解する。 ②③は、C. D. L+6.0mの浸水があっても流入ゲートを閉めないと理解する。 そこで、流入ゲートの操作は、どのような状況を想定されているか。 また、②③を考えると、流入ゲートは不要とも理解できるが、流入ゲートの設置は必要か。 なお、汚水系については、常時の汚水の流入があるため、設置を考えている。 | 河川の異常高水位等で、県(河川管理者)から放流ゲート閉の指示があった場合には、ポンプを停止しなければならない。この場合でも、ポンプ場を守る(揚水機能を維持する)ことができれば、流入ゲートの設置は必須条件ではない。 | 公開 |
| 105 | 94 | 4 | 10 | 9 | 2) | 維持管理業務に関する要件 | (1)③に記載される『基本的な性能(能力等、計測可能なもの)を満足していること』について、雨水ポンプ設備は現地性能測定ができないため、演算等による性能データ、運転状況の確認で本項目を満たすとの理解でよろしいか。 | 測定が出来ない場合は、演算に因る事も可とする。 | 公開 |

④基本協定書(案)

| 見出し符号 | | | | | | 項目名 | 内容 | 回答 | 公開／非公開 |
|-------|---|---|---|---|---|-----|--|---|--------|
| No | 頁 | 章 | 節 | 項 | 目 | | | | |
| 1 | 5 | 9 | | | | 違約金 | <p>本条が参照している第6条第2項の本文には「本事業の事業者選定手続きに関し」という文言について、本条は第2項本文を参照しているのではなく、「本事業の事業者選定手続きに関し」という説明のない第2項(1)～(5)等を直接参照していることから、本条の条項から「本事業の事業者選定手続きに関し」を削除してしまうと、本事業の事業者選定手続きと関係ない件で(1)から(5)に抵触しただけで支払義務が発生することになる。</p> <p>については、募集要項等に関する質問への回答(平成29年2月3日)基本協定書(案)No.12の回答を鑑み、「本事業の事業者選定手続きに関し」を復活して頂きたい。もし、本条から「本事業の事業者選定手続きに関し」を削除するのであれば、第6条第2項(1)～(5)の各号に「本事業の事業者選定手続きに関し」を冠して頂きたい。</p> | <p>「本事業の事業者選定手続きに関し、」を削除した趣旨は、事業者の選定後、すなわち基本協定締結後に欠格事由が判明したり、協定締結後に欠格事由が生じた場合にも違約金が生じることを規定したものである。</p> <p>他方、ご指摘のH29.2.3の基本協定書(案)No.12回答ですが、質問の内容欄には「本事業の事業者選定手続きに限って」と記載がある。これは他の事業者選定手続(例えば、西部浄化センターの包括委託の選定手続)に関しては該当しないとの意味であるため、前述の削除の趣旨と齟齬があるものではない。</p> <p>なお、H29.2.3の基本協定書(案)No.9の回答のとおり、第6条第2項第6号から第12号までの要件は、反社会的な勢力に関するものであるため、もともと本事業に関するものに限定していない。</p> | 公開 |

⑤基本契約書(案)

| 見出し符号 | | | | | 項目名 | 内容 | 回答 | 公開／非公開 |
|-------|----|---------|---|----|----------|---|---|--------|
| No | 頁 | 章 | 節 | 項目 | | | | |
| 1 | 7 | 14 | | | 損害賠償 | 平成29年2月3日付「募集要項等に関する質問への回答」基本契約書No.7によれば、「発注者の認める内容の特定建設工事共同企業体協定書を締結」とありますが、設計企業が構成員として参画する建設等JVを甲型共同企業体として組成した場合、設計企業は、建設工事の請負契約の履行及び下請契約その他の建設工事の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うことが難しいことから、その点を配慮した協定書について認めて頂けるとの理解でよろしいでしょうか。」との質問に対し「ご理解のとおりです。」との回答があります。 本条の賠償義務についても、同様に設計企業に対し連帯して責任を負担させることに対し配慮した内容に変更するとの理解でよいか。 | 本基本契約書第14条は、事業全般にかかる損害賠償責任を規定するものであって、第6条の質問に対する回答とはその対象範囲が異なると考える。確かに2/3付の回答のとおり、設計企業が建設工事にかかる責任を無制限に負うことに対しては配慮するが、第14条の条文を修正することは考えていない。(JVの中で比率を調整することについては認めるが、設計企業に連帯させないことを条文化する意図ではない。) | 公開 |
| 2 | 14 | 別紙 4 | | | 発注者が行う業務 | 現行の記載だけでは、公募資料の各所において発注者が行うと規定されている業務が網羅されておらず、限定的であることから、さらに業務を列挙することなく、正確に表現されるよう、下記のような追記をお願いできないか。 エ その他、募集要項等、本件提案、要求水準の確定を行う上で発注者が行う事項、又は特定事業契約において発注者が行うものと定めた業務 | 内容を考慮の上、追記する。 | 公開 |

⑥建設工事請負契約書(案)

| 見出し符号 | | | | | | 項目名 | 内容 | 回答 | 公開／非公開 |
|-------|----|----|---|---|---|--------------------------|---|---|--------|
| No | 頁 | 章 | 節 | 項 | 目 | | | | |
| 1 | 1 | 頭書 | | | | S P Cの社名 ※基本契約書(案)も同様 | 基本契約書・建設工事請負契約書の締結時にはS P Cの商号だけは決定しておく必要があるように捉えられるが、S P Cの設立は約3年後となるため、その時点では決定した商号が使用できない等の可能性がある。契約時にS P Cの商号を決定するのではなく、S P C設立時に商号を届け出るといったことは可能か。 | 確かに商号が使用できないケースも考えられるが、その場合は、その段階で商号を修正すればいいと考えている。他に真似されることを懸念されるのであれば、事業者選定の手続き公表の際に、S P Cの商号だけ非公表でもいいと考えている。 | 公開 |
| 2 | 9 | 14 | | | | 著作権の譲渡等 | 「成果物の引渡し時に発注者に無償で譲渡する。」とあるが、受注者の知的財産権の保護、また第15条で市の利用には支障がないことから、第14条の削除、もしくは下記への変更をお願いできないか。 「発注者は、本施設の設計、所有及び使用（発注者が業務を第三者に委託して実施する場合も含む。）に必要な範囲で無償で自ら及び第三者をして使用（複製、頒布、展示、改変及び翻案を含む。）する権利を有するものとし、その使用の権利は、本施設の運営に必要な範囲で本契約の終了後も存続するものとする。」 | 現時点で修正することは考えていない。 | 公開 |
| 3 | 22 | 41 | 2 | | | 試運転業務 | 「特定目的会社」は単に特別目的会社の誤記なのか、他に意味があるのか。 | 誤記であるため、「特定目的会社」を「特別目的会社」に改める。 | 公開 |
| 4 | 22 | 42 | | | | 検査及び引渡し | 本施設の引渡しに係る手続きは、以下の理解でよろしいか。できたら、別紙等にフローを挿入してもらえないか。 ①試運転を行うことのできる程度に工事が進んだ時点で市にその旨を通知し、事業者において本施設の試運転を実施「要求水準書案p73.4.8.1.1）」 ②試運転期間中に市の立ち会いの下で本施設が所定の性能を達成できることを確認するための立ち会い検査を実施「要求水準書案p74.4.8.2）」 ③試運転（立ち会い検査含む）完了後、試運転業務の完了の通知を市に対して行い、市又は検査職員において業務完了を確認するための検査を行い、当該検査への合格をもって試運転報告書を市に引渡し「建設工事請負契約書案_第42条1項、2項、4項」 ④事業者において性能試験を実施し、終了後に報告書を市へ提出「要求水準書案p74.4.3.1.2）」 ⑤上記提出後、市に対して建設業務に係る工事を完成した旨の通知を行い「建設工事請負契約書案_第42条2項」、市又は検査職員において工事の完成を確認するための完成検査を行う「建設工事請負契約書案_第42条1項、2項、4項、要求水準書案p23.3.3.2.5）」 ⑥完成検査の完了後、事業者が申し出たときは、直ちに本施設を引き渡す。 | ④を最初に実施する。これは各設備単機毎の性能確認であるため事業者で実施し、報告書を市に提出のこと。その後、試運転（組合せ試験）を行う流れである。 | 公開 |
| 5 | 22 | 42 | 2 | | | 検査及び引渡し | 第42条第2項によると、完成検査は市又は検査職員が行うこととされており、第50条第3項でも、出来高検査は市が行うとあり、要求水準書案p29_3.3.7検査対応においても検査は市が行うとされているが、要求水準書案p23.3.3.2.5)完成検査等においては、完成検査も出来高検査も「事業者は、自己の責任及び費用において・・・実施すること」とされており、齟齬がある。 完成検査・出来高検査の実施者及び費用負担者は市との理解でよいか。 | 出来形検査、完成検査の実施者は市である。一般的な公共工事同様、検査にあたっての準備や直接要する費用は事業者負担となる。 | 公開 |
| 6 | 35 | 68 | | | | あっせん又は調停 | 紛争解決手段としてあっせん、調停、仲裁があるが、他方、第1条第11項では訴訟の場合の専属的管轄裁判所の規定がある。第68条の規定にかかわらず、紛争解決手段には民事訴訟も含まれるとの理解でよいか。 | 確かに仲裁合意書によって訴訟は制限的となりますが、たとえば、「仲裁合意に基づく仲裁手続を行うことができないとき」などには、訴訟を行うことも可能となる。 | 公開 |
| 7 | 35 | 69 | | | | 仲裁 | 紛争解決手段としてあっせん、調停、仲裁があるが、他方、第1条第11項では訴訟の場合の専属的管轄裁判所の規定がある。第69条の規定にかかわらず、紛争解決手段には民事訴訟も含まれるとの理解でよいか。 | 確かに仲裁合意書によって訴訟は制限的となりますが、たとえば、「仲裁合意に基づく仲裁手続を行うことができないとき」などには、訴訟を行うことも可能となる。 | 公開 |

⑦維持管理委託契約書(案)

| 見出し符号 | | | | | 項目名 | 内容 | 回答 | 公開／非公開 |
|-------|----|----|---|---|-------------------|---|---|--------|
| No | 頁 | 章 | 節 | 項 | | | | |
| 1 | 2 | 2 | 3 | | 維持管理業務の業務日程及び業務範囲 | 要求水準（各種法規制）を満足した施設における周辺住民からの騒音、臭気等に関する苦情、要望等があり、設備の改造等が必要と考えられる場合は、発注者の費用負担にて措置、対策を講じるとの理解でよいか。 | 本条項は維持管理業務に対する住民の反対運動等に対する対応であるから、根本的に施設の改造等が必要な場合には、その理由によって対応は異なる。 | 公開 |
| 2 | 3 | 4 | 2 | | 契約の保証 | 維持管理期間20年を1つの契約で賄う履行保証保険を引き受ける保険会社は国内にないことから、履行保証保険等を締結する場合、事業期間中の更新（毎年もしくは数年毎）を認めてもらえないか。 | 認める。（12/8実施方針(案)修正版 質問No.98参照） | 公開 |
| 3 | 6 | 18 | | | 性能保証等 | 本施設の性能については、維持管理業務の受注者に過ぎないSPCが保証すべきものではなく、本来は建設JVが保証すべきと考えます。維持管理委託契約書(案)に関する質問・意見への回答（平成29年2月3日公表）No.16の「本施設に設計・建設の瑕疵がない限りにおいては維持管理業務によって本施設の性能が発揮できるものと考えています。」との回答も踏まえ、本条項は、本施設に設計・建設の瑕疵がないことを前提として、SPCが、善良なる管理者の注意をもって、所定の性能を維持すべく本施設の維持管理を行う義務を負うことを定めた規定であるとの理解でよいか。なお、本条項は、SPCが善管注意義務の範囲を超え、本施設が所定の性能を発揮することについて保証するとの誤解を招くため、できれば削除いただきたく、検討をお願いします。 | 本条は、以下の通り修正しました。 「受注者は、 適正な維持管理によって 募集要項等に定める水量等に関する条件が満たされている場合は、募集要項等及び本件提案に定める本施設の性能を保証し、維持管理期間中においてこれを維持する。」 なお、SPCが善管注意義務を履行して所定の性能を維持すべく本施設の維持管理を行う義務を定めた規定であるのご理解は、そのとおりです。 | 公開 |
| 4 | 6 | 18 | | | 性能保証等 | 本条項は、SPCが本施設が所定の性能を発揮することについて保証することにほかならない。性能保証を求められているSPCからすれば、建設JVという別人格が建設したものを保証しなければならないとなっており、一般的なDBO案件での建設工事請負者＝維持管理業務受託者というスキームと明らかに異なる本事業のスキームにおいては、維持管理業務受託者が性能保証するとの記述を削除していただきたい。 | 本施設の性能が維持管理によって損なわれることのないように（維持管理業務に対しての保証）との意味であり、記述は変更しない。 | 公開 |
| 5 | 7 | 19 | | | 異常増水に対する措置 | 本条項では、異常増水に係る第三者への損害賠償については市が負担することが明記されているが、平成29年2月3日付「募集要項等に関する質問への回答」維持管理委託契約書No.28によれば、「ここでの不可抗力には、第19条に示される異常増水は含まれないとの理解で良いでしょうか。」との質問に対し「異常増水と不可抗力が重なるケースもあるため、異常増水が含まれないとは限りません。」との回答があります。異常増水に係る第三者への損害賠償について、異常増水と不可抗力が重なるケースと判定された場合、SPCが一部負担することもありうるのか。 | 異常増水の場合で、受注者に故意又は重過失がある場合には、受注者が賠償責任を負うことになる。 ・不可抗力に起因しない異常増水（ポンプ場の機能能力や流入量が正常時）は事業者の責。 ・不可抗力に起因する場合は維持管理契約書(案)別紙5による。 | 公開 |
| 6 | 7 | 19 | 4 | | 異常増水に対する措置 | 「過失」という表現では、発生確率の高さに比例して事業者のリスク負担が大きくなることや、過失の程度に比べ事業者のリスク負担が莫大になるといったことが起こる。そのため、「重過失」あるいは被害額等事業者負担を限定する表現に変更頂きたい。 | 被害額等事業者負担を限定する表現は認められない。 「過失」を「故意又は重過失」に修正する。 | 公開 |
| 7 | 7 | 21 | | | 業務報告書等 | 業務日報について、毎日作成し翌日に提出が必要との記載があるが、業務日報の作成は平日のみとの理解で良いか。また、金曜日の業務日報の提出は翌週月曜日（月曜日が祝日、振替休日の場合を除く）に提出でもよいか。 | 2/3質問回答（維持管理委託契約書(案)）No.18のとおり、日報は毎日提出が必要。電子メールによる提出でも可能。 | 公開 |
| 8 | 8 | 22 | 3 | | 発注者によるモニタリング | 平成29年2月3日付「募集要項等に関する質問」で、建設工事請負契約の質問として、たとえば第6条3項で「受注者は、発注者の基本設計図書承諾の承諾は、受注者の責任を何ら軽減又は免除させるものではないことを承認するものとする。」とは、承諾行為があっても本契約・募集要項等・本件提案を充たさない場合は、債務不履行、瑕疵と認定されれば瑕疵担保責任の追及を受けようことを定めた趣旨であり、他方で、一般論として発注者の責めに帰すべき事由がある場合には責任の軽減がありうる、との理解でよろしいでしょうか。」と質問し「ご理解のとおりです。」との回答を得ています。第22条第3項も、同趣旨の規定のため、一般論として発注者の責めに帰すべき事由がある場合には、責任の軽減が有り得るとの理解でよいか。 | ご理解のとおり。 | 公開 |
| 9 | 12 | 37 | 2 | | 瑕疵担保 | 維持管理委託契約において受注者が負うべき瑕疵担保は維持管理業務で実施した修繕に係る瑕疵のみと考える。よって、(1)に維持管理業務の修繕の瑕疵であることを明記するとともに、(2)から(4)の削除をお願いします。 | 第2号及び第3号は削除しました。 | 公開 |

⑦維持管理委託契約書(案)

| 見出し符号 | | | | | 項目名 | 内容 | 回答 | 公開/非公開 |
|-------|----|-----|---|----|-------------|---|---|--------|
| No | 頁 | 章 | 節 | 項目 | | | | |
| 10 | 14 | 39 | 2 | | 発注者の解除権 | 一般的には、契約解除の違約金の額は、契約保証の額に合致させるが、本条項の違約金については、第4条第1項の契約保証金額との整合が取れていないため、違約金の額の修正をお願いします。 | 違約金の額≠契約保証の額であっても良いので、変更は考えていない。 (契約保証の条項は20年で保証してくれる機関がない事に対応したため) | 公開 |
| 11 | 23 | 別紙3 | 2 | | 委託料の支払 | 会社経費の支払方法を教示下さい。会社経費の支払期には、設立時や清算時のように多額な金額を支出する特定の四半期があることから、支出した四半期末に毎回精算する支払方法をお願いします。 | 会社経費の支払いは、委託料に含まれている。 | 公開 |
| 12 | 23 | 別紙3 | 2 | | 委託料の支払 | 委託料は会社経費と維持管理費からなるとされており、維持管理費の支払方法は明記されているが、会社経費の支払方法は記述がないため教示下さい。会社経費の支払期には、設立時や清算時のように多額な金額を支出する特定の四半期があることから、支出した四半期末に毎回精算する支払方法をお願いします。 | 会社経費の支払については、四半期に分割して支払うことは可能である。ただし、変動についてはある程度までに留めること。具体例として、初年度1千万円程度であれば対応可能である。 | 公開 |
| 13 | 34 | 別紙5 | 3 | | 不可抗力による費用負担 | 本条項によれば、維持管理委託総額の1%相当額に満つるまで受注者が不可抗力による追加費用、損失及び損害額を負担することになっている。しかしながら、施設の所有者でないSPCは、不可抗力発生に備えることができる火災保険に加入できないため、維持管理委託総額の1%相当額に満つるまでこれら損害を現金で補償するほかなく、また、SPCが維持管理委託総額の1%相当額に満つるまで損害を補償したのちに、維持管理委託が市の事情で解約されたとき、委託料総額の減額分の1%相当額を第41条第2項に基づき返金していただく必要もあることから、つきましては、これらの事情を鑑み、総額から年額に変更していただけないか。 | 「委託料総額を20年で割った年額の1%」に修正する。 | 公開 |

⑧提出書類記載要領及び様式集

| 見出し符号 | | | | | 項目名 | 内容 | 回答 | 公開／非公開 | |
|-------|-----|----|-----|---|-----|-------------------------------|--|--|----|
| No | 頁 | 章 | 節 | 項 | 目 | | | | |
| 1 | 2 | 第2 | 4 | | | 提出書類記載要領 | 平成29年3月1日公表の資料では、「要求水準書の提出」の記載がなくなりました。要求水準書は、競争的対話の後に修正版が公表され、それに基づいて、要求水準書チェックリストを作成すればよいとの事でしょうか。 | ご理解のとおり。 | 公開 |
| 2 | 39 | 第3 | I | 4 | 4 | 様式集 建設（電気工事）企業の実績 | 施工実績の考え方 ①件数の考え方について、Aポンプ場の非常用高圧発電設備工事と中央監視制御システム工事が別工事の場合、実績は2件となるか、それとも1件か。 ②実績について、Aポンプ場の非常用高圧発電設備工事とBポンプ場の中央監視制御システム工事を含んだ工事は認められるのか。その場合、Bポンプ場に非常用高圧発電機設備（1,000kVA以上）の条件は求められるのか。 ③②が認められる場合の実績件数のカウントは。 ④中央監視制御システム工事について、募集要項p11では、「増設工事も実績として認める」とあるが、監視装置の機能増設でも実績として認められるのか。 | ①あわせて1件。 ②前段は認める、後段の条件は求めない。 ③②の場合は1件。 ④設備の増設のみとし、機能増設は認めない。 | 公開 |
| 3 | 44 | 第3 | I | 5 | 2 | 様式集 各業務実施体制と業務担当者の実績 | 同種業務の実績について記載することになっているが、現場代理人の実績については工種や施設の制約がないものと考えればよいか。 | ご理解のとおり。 | 公開 |
| 4 | 57 | 第3 | II | 1 | 2 | 様式集 | 提示いただいた記載要領・様式集では繰り返し記述を求められる項目がある。「見出し符号」による記載とし、繰り返しの記述を省略しても良いか。（II-1-2、II-1-5、II-3-2など） | II-1-2は設計に関する調査、II-3-2は建設に関する調査の内容を記載すること。各段階、各工種に対応したものを記載すること。 | 公開 |
| 5 | 94 | 第3 | III | 1 | 2 | 様式集 ストックマネジメントの提案 | 建設から更新まで70年間を1サイクルとする修繕・改修費用について、21年目から70年目までの費用は評価対象外との理解でよいか。 | 評価対象である。 | 公開 |
| 6 | 94 | 第3 | III | 1 | 2 | 様式集 ストックマネジメントの提案 | 「保全種別」とは、具体的にどのようなことを指しているのか。 | ストックマネジメントに合わせた3項目（状態監視保全、時間計画保全、事後保全）である。 | 公開 |
| 7 | 100 | 第3 | III | 1 | 8 | 様式集 災害及び事故時の対応についての提案 | (1)②西部浄化センター及び各ポンプ場に関する、降雨・地震・高潮・停電等が発生した場合における、市の緊急対応（出動体制）について教示下さい。 | 現状の市の緊急対応（出動体制）については、 ①降雨時：各ポンプ場の呼び出し基準（※別紙参照）により対応。 ②地震時：下水道BCPに基づき災害発生時の業務継続戦略総括表（※別紙参照）による。また、指揮命令系統図により各担当者へ連絡。 ③津波・高潮警報時：同上の体制。 ④停電時：各ポンプ場の遠方監視で異常が確認された場合に現場を巡視。また、発電機のないポンプ場については発電機を積んだユニックで巡回し、必要に応じポンプを運転。 | 公開 |
| 8 | 101 | 第3 | III | 1 | 9 | 様式集 事業期間中の市職員の技術継承支援に関する提案 | (1)①市職員の現場応援とは具体的にどのような応援なのか。できたら、現在市職員が実施している研修及び訓練内容、頻度について教示下さい。 | 現場応援は、ポンプ場のトラブルに起因し浸水被害発生恐れがある時に可能な限りの人的な緊急応援を想定している。また、市で実施している研修及び訓練は、年に1回程度BCPに基づく連絡訓練を実施。 | 公開 |
| 9 | 118 | 第3 | IV | 2 | | 様式集 見積金額内訳書（建設工事等請負代金） | 見積金額内訳書に記載する年度別出来高は、計画工程より算出した金額でよいか、それとも平準化した出来高を提示しなければならないのか。 | 計画工程より算出すること。出来高の過度な集中は望まない。 | 公開 |

その他

| No | 見出し符号 | | | | | 項目名 | 内容 | 回答 | 公開／非公開 |
|----|-------|---|---|---|---|---|--|---|--------|
| | 頁 | 章 | 節 | 項 | 目 | | | | |
| 1 | | | | | | 浸水リスクの捉え方 | <p>浸水リスクに対する基本的な捉え方について、以下のとおり考えてよいか。</p> <p>①ポンプを雨水排除に係る運転管理業務仕様書に従い操作したにも関わらず、浸水被害等の第三者被害が発生した場合は不可抗力であると判断する。</p> <p>②不可抗力による浸水被害は、運転管理・保安全管理に「故意」又は「重大な過失」が無い限り事業者の負担とはならない。</p> <p>③なお、事業者と市で協議決定した保安全管理を実施することで、ポンプ設備は基本的な機能を満足しているものとする。</p> <p>上記理解に相違がなければ、契約書類への反映、競争的対話議事録への記載をお願いする。</p> | <p>①は承諾する。（維持管理委託契約書_第19条の修正）</p> <p>②は承諾する。（維持管理委託契約書_第19条の修正）</p> <p>③は承諾できない。</p> <p>代替案として、「なお、性能については、運転状況・雨量・流量等に係るデータを取りまとめ、客観的な数値を提示することで確認するものとする。流量測定が出来ない場合は演算に因る事も可とする。また有事の際には、市の求める上記の客観的な資料を提示し、積極的に協力すること。」を要求水準書に記載する。</p> | 公開 |
| 2 | | | | | | 出水期と非出水期の考え方について | <p>雨水ポンプ設備は現地整備及び工場持込整備の実施が必須であり、整備期間中はポンプ場としての排水性能が一時的に低下する。</p> <p>そこで、排水性能低下の影響を最小限にするため、整備は年間を通して大雨の少ない時期（非出水期）に実施する必要がある。既設ポンプ場の運転実績等から考えられる出水期と非出水期を提示ください。</p> | <p>オーバーホールを行う期間については、要求水準を求めない。（予備機も不要である）</p> <p>非出水期については、オーバーホールを行うまでに運転実績が蓄積され、そのデータを基にオーバーホール時期を提案すれば良いと考える。</p> | 公開 |
| 3 | | | | | | <p>維持管理編</p> <p>「保証事項」の整理と維持管理費用の分類について</p> | <p>①「保証事項」とは次の理解でよいか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設JVの性能保証＝施工に起因する土建2年間、機械1年間の初期不良に関する保証 ・維持管理SPCの性能保証＝維持管理契約書18条に示す保証 ・事業者が提案する大規模修繕が計画通り実施されない場合は、それ以降の性能保証を要求しない。 <p>②様式IV-2：別添2</p> <p>維持管理費用の分類について、突発修繕の100万円／年は維持管理費C-1に計上すればよいか。</p> <p>③様式集 別紙1</p> <p>その他の修繕について、不定期修繕は変動費に計上されているが、これも維持管理費C-1に計上すればよいか。</p> <p>④様式集p119（様式IV-2：別添2）維持管理費用の分類について、A、B、Cの分類が分かる表にしてみられないか。</p> <p>⑤要求水準書では「修理」と記載されているものが、見積表には「修繕」と記載された項目と思われることから、用語の整合をお願いできないか。</p> | <p>①ご理解のとおり。</p> <p>②A-2に含める事で、様式集p119（様式IV-2：別添2）、p121（別紙1）を修正する。</p> <p>③ご理解のとおり。</p> <p>④様式集p119（様式IV-2：別添2）、p121（別紙1）を修正する。</p> <p>⑤修理は要求水準書p89_4.10.4.1(2)②に該当するような簡易なものを示し、それ以外のものを修繕としている。このことについて誤解のないよう同頁を修正する。</p> | 公開 |